

令和４年第９回大竹市教育委員会

- 1 開催日時 令和４年９月２２日（金）９時３０分開始
- 2 会場 大竹市役所３階大会議室
- 3 出席及び欠席委員
- | | | |
|-----|---------|----|
| 教育長 | 小 西 啓 二 | 出席 |
| 1 番 | 池 田 良 枝 | 出席 |
| 2 番 | 中 田 美 穂 | 出席 |
| 3 番 | 小 出 哲 義 | 出席 |
| 4 番 | 小 城 和 之 | 欠席 |
- 4 出席職員
- | | |
|--------|---------|
| 総務学事課長 | 貞 盛 倫 子 |
| 総務学事課 | 重 安 千 陽 |
| | 瀬 川 隆 司 |
| | 横 峰 路 子 |
| | 錦 戸 宏 泰 |
| | 大 庭 史 善 |
| 生涯学習課長 | 吉 村 隆 宏 |
| 生涯学習課 | 安 藤 好 博 |
| | 加 藤 豪 |

.....
【開会時刻 ９時３０分】

小西教育長 定足数に達していますので、これより令和４年第９回大竹市教育委員会会議を開会します。

はじめに、議事録署名委員を指名します。議事録署名委員は、大竹市教育委員会会議規則第１５条第２項の規定により、池田委員を指名します。

次に、会議の議事日程について確認します。

お配りしているとおりの予定していますが、日程第４で予定している報告第１６号は、静ひつな環境を確保した上で活発な議論を行えるようにするため、審議は非公開が適当ではないかと考え、発議します。

その他に意見はありませんか。

委員一同 なし。

小西教育長 それでは、本件を採決します。報告第１６号の審議を公開しないことに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって報告第１６号の審議は非公開と決定しました。

なお、都合上、審議の順番を変更します。日程第４を日程第７とし、日程第５を日程第４、日程第６を日程第５、日程第７を日程第６とします。

これより本日の日程に入ります。

日程第１「会期の決定について」を９月２２日一日限りとします。これに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって会期は本日一日間と決定しました。

議案第 3 1 号 社会教育施設の広報掲示板使用に関する要綱の制定について

小西教育長 日程第 2「議案第 3 1 号 社会教育施設の広報掲示板使用に関する要綱の制定について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 本要綱の提案理由ですが、昨今、様々な団体が社会教育施設の広報掲示板使用を希望するケースが増えてきています。

中には営業用チラシや自己啓発セミナー開催チラシ等の設置を希望するケースもあり、施設内の掲示板使用基準が明確でないため、窓口で判断に迷うことが発生しています。

については、社会教育施設内の広報掲示板を団体等が使用する際、その基準、手続き等の必要事項を定め、広報掲示板の適正使用を図るため、本要綱を制定したいと考えています。

要綱の内容について説明します。

第 1 条は、要綱制定目的を規定しています。

第 2 条は、用語の定義を規定しています。第 1 号の社会教育施設とは、大竹市総合市民会館、栄公民館、玖波公民館、大竹会館及び図書館を意味しています。

第 2 号の広報掲示板とは、市民に対する広報を目的として、社会教育施設内にある掲示板を意味しています。

第 3 条は、掲示板に掲示することができる団体を次の各号に該当する団体でなければならないことを規定しています。第 1 号は主たる活動場所が市内にある市民団体・NPO であること、第 2 号は営利を目的とする団体でないこと、第 3 号は政治・宗教又は反社会行為活動に関する団体でないこと、第 4 号はこの要綱に反して掲示を行った団体でないことを規定しています。また、国、地方公共団体その他公共的な団体については、各号に該当しない場合であっても掲示することは可能としています。

第 4 条は、掲示板的制限を規定しています。第 1 項は、国、地方公共団体その他公共的な団体の掲示物を優先することを規定しております。第 2 項は、掲示板に掲示することができる掲示物の内容を規定しています。第 1 号は営利を目的としないもの、例として商品販売広報が該当します。第 2 号はその団体の経営に関するもの、例として企業 PR 広報が該当します。第 3 号は政治・宗教的な目的を有していないもの、例として政党や宗教団体の PR 広報が該当します。第 4 号として、公の秩序又は善良な風俗に反するもの、例としてわいせつな事項を記載したものが該当します。第 3 項は、興行・会合などの催し物の開催にかかる掲示物については、第 2 項の各号の要件に加えて、第 1 号は広く一般に開放されるものであること、第 2 号は市内で開催されるものであることを要件としています。第 4 項は、例外規定として、国、地方公共団体その他公共的な団体の掲示物及び教育委員会が必要と認める掲示物は、第 3 項及び第 4 項の規定に関わらず掲示

することができることとしています。例として、災害時に掲示板を有効活用する必要性が生じた場合などを想定しております。

第5条は、掲示物の規格を規定しています。第1項は、掲示物は日本産業規格A列3番までの大きさとしております。ここで言う日本産業規格とは、日本の国家標準規格の一つであり、通称JIS規格と言われているものをいいます。また、A列3番とは、紙の寸法であり、横297mm縦420mmの掲示物をいいます。なお、国、地方公共団体その他公共的な団体の掲示物については、A列3番以上の寸法の掲示物であっても掲示を可能としています。例として、毎年掲示しております原爆供養塔納骨名簿や国民健康保険証更新のお知らせなどを想定しています。第2項は、作業効率や掲示板の材質を考慮し、掲示物は画びょうで貼り付けられる素材ものであることを規定しています。

第6条は、掲示の申請は、事前に掲示物を提出し、承認を受けることについて規定しています。

第7条は、掲示の申請時に、次の各号のいずれかに該当するときは、掲示を承認しないことを規定しています。第1号は、第3条の掲示することができる団体、第4条第2項の掲示することができる掲示物の内容、第4条第3項の催し物に関する追加要件、第5条の掲示物の規格を満たさない場合は掲示を承認しないとしています。第2号は、教育員委員会が不適当であると判断した掲示物は掲示を承認しないとしています。例として、明白に虚偽の事項を記載したものや人の名誉を棄損し、侮辱する恐れのあるものを想定しています。

第8条は、掲示物の掲示は原則1か月以内とすることを規定しています。これは、公官庁の他、スポーツ・文化・芸術の様々な団体から掲示物の掲示依頼が来ることが多く、掲示板の空きスペースの関係から長期に渡り掲示することは難しいため、一定の期限を設けることが必要であるためです。

第9条は、掲示の承認方法として、掲示物の承認をしたときは承認印を押印することを規定しています。

第10条は、承認された掲示物は、申請者ではなく、教育委員会、具体的には各施設の職員が、掲示板空きスペースの状況を見ながら掲示位置を決め、掲示することを規定しています。

第11条は、掲示物の撤去について規定しています。第1項は、掲示物は原則として掲示物の承認を受けた者が、掲示期限までに撤去することとしています。例として、保存する必要がある掲示物を掲示した場合を想定しています。第2項は、掲示期限が経過したときは、教育委員会、具体的には各施設の職員が掲示物を撤去し、処分することを規定しています。

第12条は、この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定めることとしています。

最後に附則ですが、本要綱は令和4年9月22日に施行するものです。

小西教育長　　これまで、要綱として定めていなかったものを、規定して明確にするものです。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

小出委員　　掲示できる掲示物の例外規定として、第4条第4項で、前2項の規定にかか

わらず教育委員会が必要と認めれば掲示することができるとしていて、第4条第2項及び第3項に関しては例外が適用されるということになっていますが、その他の例外を認めるものはないのですか。例えば、第3条で、主たる活動場所が大竹市内であると規定されていますが、主たる活動場所が市外にある団体が掲示物を申し出たときも、例外の規定が適用されることはあるのですか。

事務局 その場合は、第4条第4項にありますように、教育委員会に必要と認められる掲示物という事で対応します。

小出委員 前2項の規定にかかわらずとありますがどうなのですか。

事務局 第3条に規定されているとおり、基本的には市外の市民団体、NPO法人は認めないということになります。

小出委員 例外的には認めるということですか。

事務局 その場合には第4条第2項の規定で、教育委員会が別で認めるということ想定しています。どうしても市外の団体が何か必要性があるという事であれば、それは個別的に対応したいと思います。

小出委員 大竹市外の団体が社会教育施設に掲示を求めるということは、あまりないという事なのですね。

事務局 今回この要綱を制定したのが、市外の団体が掲示させてほしいということがあったためです。具体的には、マスク着用不要についての講演会やチラシを置かせて欲しいというものでした。施設運営上、利用者にマスク着用を義務付けている中で、施設運営の方針に反するような掲示物を置くことが適切かどうかということを検討し、その団体の使用を断りました。理由を求められましたが、根拠がその時点でなかったこともあり、この度要綱を制定しようとするものです。先程言いましたように大竹市内の公共施設でもありますので、原則は市外の団体の掲示物につきましては、断ろうと思っています。ただし、教育委員会で、それを掲示することに適したものかどうか内容をしっかり吟味し、必要であるという判断をした場合は、掲示を認めるということです。

小出委員 用紙の大きさは、掲示板の規格に合わないような大きめのポスターが見受けられるのですが、そういった掲示物に関しては、例外として対応するということですか。

事務局 基本的に第5条で掲示物のサイズを設定しています。原爆供養塔のポスターは、A列1番ぐらいのサイズのものです。こういったものは、官公庁である広島市が掲示して欲しいというものであるので、例外的に掲示をしていこうと考えています。掲示スペースが限られているので、官公庁以外の団体からのA列2番、A列1番のポスターにつきましては、掲示を断ることになります。

小出委員 第10条で承認された掲示物は各施設の職員が判断するとなっていますが、判断が難しい内容や団体のものがあつたときに、施設の職員によって判断が分かれるということはありませんか。

事務局 第9条に承認印を押印するという事になっていますので、掲示物を掲示したいという団体があつた場合には、生涯学習課施設スポーツ係が目を通す形になっています。ただし、官公庁や体育協会等の団体が掲示して欲しいということがあれば、施設スポーツ係を通さずにそのまま確認して掲示するような形にしています。それ以外の市民団体やNPOに関しては、生涯学習課施設スポーツ係がしっかりと目を通して適正かどうか判断していきます。

小西教育長 掲示スペースが限られた中ですので、掲示物については生涯学習課でしっかりと確認をしたいと思います。

そのほか質疑はありませんか。

委員一同 なし。

小西教育長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。本件を採決します。
本件は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第32号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について

小西教育長 日程第3「議案第32号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項」の規定により、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを市議会に提出するとともに、市民へ公表することが義務付けられています。この点検及び評価は、市民への説明責任を果たすとともに、より効果的な教育行政を推進するために実施内容を市民に周知することを目的としているものです。

大竹市では、令和3年3月に「大竹市まちづくり基本構想」を策定し、概ね30年後を想定したまちづくりの理念や実現したい将来像を示しており、この基本構想を踏まえて、「第1期大竹市まちづくり基本計画」を策定しています。この基本計画では、分野別個別施策の「取り組みの方針」に沿った「主な事業」を掲載し、実施計画では、この「主な事業」の計画期間における具体的な取り組み内容と事業費、数値目標などを定めています。教育委員会では、一般行政と教育行政の調和を図る観点から、第1期基本計画の実施計画事業として掲載し、令和3年度に実施した事業の中から事務の点検及び評価を実施することとしており、事業ごとにその目的または目標に照らし合わせて観点ごとに評価しました。

実施方法は、評価シートによって教育委員会事務局で自己評価を実施し、学識経験者である外部評価専門委員に、事務局の評価を踏まえてのご意見をいただくという方法をとりました。

判定結果、方向性については、全体的な判定結果をみると、昨年度に比べ判定結果Aの割合が増加する結果となりました。新型コロナウイルス感染症の影響が続く中であっても、工夫しながら事業を実施できるようになってきたことなどが、改善した一つの大きな要因と考えます。「事業の有効性」の項目について、「目指す効果」を評価するに当たっては、引き続きAが多く、「事業の効率性」の項目については、少ない経費で事業効果が上がった事業が多くAの割合が増えており、「概ね事業実施による効果は得られている」という結果となっています。

評価結果を踏まえ、事業の目的を達成するため、効果的な事業の実施に努めるとともに社会情勢や市民のニーズを把握した事業展開を行うなど、目的達成

に向けて積極的な取組が必要と考えています。

今日は、点検及び評価を行った9事業のうちから事務局において抜粋した、2事業について説明し、ご意見をいただきたいと思います。その後、委員さんで特にお聞きになりたい事業がありましたらご発言いただき、事務局から説明したいと思います。

事務局 事業番号②の「教育推進事業（ICT活用事業・指導体制の充実・小中学校の連携）」について説明します。

まず、事業概要ですが、9年間での教育活動を見据え、小学校と中学校の連携を強化する、児童生徒が主体的に学習課題に取り組むことができるように、1人1台学習用端末の効果的な活用を行う、教員研修を実施し、個々の理解度や発達段階に応じた計画的・継続的な学習指導や生徒指導の充実を図ることで、児童生徒が主体的に学習に取り組む環境が整い、社会で生き抜く力やコミュニケーション能力を身につけるための学校教育活動が行われていることを目指しています。

次に、実施状況ですが、児童生徒が授業で学習者用端末を効果的に活用できるための研修や、ICTを活用した授業研究を行う研修を実施し、学習者用端末の効果的な活用を目指した取り組みを行った結果、学習者用端末の活用によって児童生徒の主体的な学びに繋がったと感じる教員の割合は実績値60%でした。目標値には達していませんが、半数を超える教職員が学習用端末を使用した学習に手ごたえを感じていました。

また、総務学事課職員による授業観察などのために、各学校を月1回以上訪問することを目標としていましたが、各学校共、訪問できていない月があり、実績値は67%となっています。学校訪問以外でも、市の主催研修や指導案検討など、機会のあるごとに指導助言を行いました。また、教職員研修を実施し、教職員の資質・能力向上に取り組みました。

中学校区における、小中学校の連携を毎月1回以上実施している学校の割合の実績値は100%となっています。9年間を通した教育活動の充実に向けて、合同研修を行ったり、教職員や児童生徒の交流を行ったりしました。

次に、自己評価及び方向性ですが、まず、有効性のうち、目標値については、実績値が目標値に達していない項目もありますが、年間20回以上、研修会を開催し、小中学校の連携や、同校種の教職員の連携を行うことができたため、B判定としています。

目指す効果については、学びの変革に関する研修等は計画的に進めていること、ICTの活用についても、着実に活用方法の普及が進んでいることから、B判定としました。

効率性については、ICT活用事業には多くの費用がかかっていますが、ICT支援員のサポートを受けて、タブレットやデジタル教材の使用に難しさを感じる教職員も業務を行えていることから、B判定としました。

必要性については、現在行っている取り組みを継続して行うことで、教職員がICTを効果的に活用し、学習指導等を充実させていけるものと考え、A判

定としました。

方向性は、更にＩＣＴの活用や小中学校の連携を進めていくために、事業の実施は継続、方法は現状を基本としました。

９年間の教育活動を見据え、個々の理解度や発達段階に応じた計画的・継続的な学習指導や生徒指導を充実させるため、大竹市内の各種研修会を年間２０回以上実施しています。また、その研修会を通して、小中連携や、同校種の連携を行い、教職員の指導力の向上を図っています。また、児童生徒１人１台学習用端末の効果的な活用を図ることで、個別最適な学びを実現することができると考えています。タブレットの活用に困難を感じている教職員がいますが、ＩＣＴ支援員のサポートにより、着実に活用場面が増えています。

外部評価専門委員からは、ＩＣＴ支援員の配置が、指標項目の「児童生徒の主体的な学びにつながったと感じる割合」につながる方法を考えた方が良いといった意見をいただきました。

事 務 局 事業番号⑧の「スポーツ振興事業（スポーツの普及）」について説明します。

初めに、本事業の概要についてですが、本市のまちづくりの方向性を示した「第１期大竹市まちづくり基本計画」における取り組みである「学び楽しむ豊かなまち」の実現のため、「生涯学習・社会教育・文化活動などによる学びの場を整え、活動意欲の高い市民を増やす。」ために様々な事業に取り組んでいます。施策名は「豊かな心身を育むスポーツの推進」としています。取組の方針は、２点で、①スポーツ団体などと連携し、誰もが参加しやすい子ども向けスポーツ教室の増加、②より多くの高齢者が参加できるよう、多様な生涯スポーツの普及としています。今後４年間で、市民の皆さんが「スポーツへの関心が高まり、指導者やボランティアが増え、子どもや高齢者などが元気にスポーツを楽しんでいる」まちづくりの実現に向け取り組みを継続することとしています。

続いて、昨年度の事業の「実施状況」について説明します。教育委員会主催・共催事業は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、予定していた夏季のスイミング教室及び冬季のマラソン大会は中止となりました。また、地域のスポーツ大会も感染症拡大の影響で延期・中止となりましたが、感染症が小康状況であった昨年１２月、市民ターゲットバードゴルフ大会については、規模を縮小し、４０名の参加者で実施しました。寒い中参加された方は、コロナ禍でも大会を楽しむことができたと言っていました。委託事業として、市体育協会の「社会体育事業（２０大会・７教室）」及び「卓球の日（年１２回）」も感染症拡大の影響で、１１大会・５教室が中止となりました。しかしながら、実施できた大会・教室において、例年の半分近くとなる７７２人の参加がありました。補助団体事業として、総合型地域スポーツクラブが主催した「ジュニアニュースポーツ教室」は、主に小学生を対象に、競い合うことよりも「楽しむ」ことを重視し、気軽に身体運動ができるニュースポーツの体験教室を年２４回開催し、延べ４３７人の参加がありました。コロナ禍で子ども達の運動不足が不安視される中、参加者からは楽しみながら身体を動かすことができたと言った感想をいただいています。事業の実績指標として、開催数を指標としております。

子ども向けスポーツ大会及び教室の令和3年度開催数の目標値を2件としていましたが、コロナ禍の影響で0件となっています。地域のスポーツ大会及び教室の令和3年度開催数の目標値を4件としていましたが、コロナ禍の影響で1件となっています。

「自己評価」については、有効性の目標値は下回っていますが、新型コロナウイルス感染拡大防止による影響であるため、B判定の「ほぼ達成した」と見なしています。スポーツ事業は体験型事業ですが、体験の場を設けることはできませんでしたが、スポーツ振興のため必要な予算を確保し、事業実施に向け関係団体との連携及び会場を優先的に確保するなどの対応に努めました。結果として、「スポーツを始めたいけど不安がある」「スポーツできる場所や団体の情報が知りたい」という問い合わせを幾つもいただき、市民のスポーツへの関心が、これまで以上に広がりつつあると考えています。目指す効果は、コロナ禍においても、スポーツに関する情報を求める声が増えてきていて、活動意欲の高い市民が増えてきていると想定しているので、A判定としています。効率性の費用対効果は、スポーツ関連事業参加者・利用者は前年比約47%減となっていて、コロナ禍で、一時的にスポーツ活動の自粛が余儀なくしている影響がでていると考えているので、B判定としています。必要性の事業手法は、子どもから高齢者までが、スポーツに接することができるよう、機会・場所の提供は基より、持続した活動のために、競技団体の育成・支援も必要と考えていて、A判定としています。事業の方向性については、新型コロナウイルス感染症拡大により、一時的にスポーツ活動の自粛が余儀なくされ、競技成果、情報交換等の場である各種大会が軒並み中止となるなどの様々な影響が出ていて、スポーツ活動の停滞が懸念されています。今後は、各種スポーツ団体の活動、競技内容、施設の魅力等インターネットを使い情報発信する取り組みを開始し、市民のスポーツ活動意欲の向上を目指したいと考えていて、引き続きこれまでの事業及び事業方法を継続することとしています。

小西教育長 ここに挙げられている、総務学事課、生涯学習課の9事業につきましては、重点的な事業です。その中でも、総務学事課については教育推進事業のためのICTの活用、生涯学習課ではウィズコロナを見通したスポーツ振興事業のこの2事業について説明しました。この2つについて、質疑を受け付けます。まず、総務学事課の教育推進事業について質疑はありませんか。

池田委員 2点あります。1点目は、「タブレットやデジタル教材が導入され、使用に難しさを感じる」とありますが、どこに難しさを感じているのか具体的に分かっているれば教えてください。2点目は、外部評価専門委員の意見として、「ICT支援員の配置が指導項目の「児童生徒の主体的な学びにつながったと感じる割合」に繋がる方法を考えた方が良い」というのが分かりにくいので、これについて教えてください。

事務局 1点目のタブレットの使用の難しさということですが、特に教員に聞いた訳ではありませんが、昨年度がタブレットの導入の初年度でしたので、日頃から使っていて操作に慣れている教員は、待ちに待ったという形でどんどん授業で使っています。しかし、操作に慣れていない教員については、自分も含めて児童生徒にどのように操作をさせたら良いのか、操作をしている途中で動作が止

まるなどのトラブルがあったときに、どのように対応したら良いのかというところで、授業の中で使っていくにあたって困難さを感じているところもあり、そこで尻込みをしてしまうという話は聞いています。ただそこにICT支援員が入ることによって、教員の不安を取り除きながら授業を進めることが出来るということについては、教職員にとって非常に安心感に繋がって、垣根がぐっと低くなるという話は聞いています。

2点目の外部評価専門委員の意見にある「ICT支援員の配置が「児童生徒の主体的な学びにつながったと感じる割合」につながる方法」についてですが、ICT支援員を配置したことが児童生徒の主体的な学び繋がったという相関関係が分かるようなデータをとった方が良いという意見をいただきました。

小出委員 「学習用端末の活用によって児童生徒の主体的な学びに繋がったと感じる教員の割合」で、目標値が70%で実績値が60%というきりの良い数字なのですが、どういった数字なのでしょう。アンケートなどを取ったのか、あるいは感覚的なものなのか教えてください。

事務局 昨年度末から今年度までに、教職員にアンケートを取りまして、その中にこの項目がありますので、感じると答えた人数を回答人数で割って算出しています。

池田委員 2点あります。1点目は、先程質問した「ICT支援員の配置が「児童生徒の主体的な学びにつながったと感じる割合」につながる方法」について、相関関係を分かるようにするということは、難しいのではないかと思います。また、外部評価専門委員の意見に「教育的視点を持つICT支援員の配置が望ましい」というものがありますが、直接的に指導計画とか、学習計画に関わっているのか教えてください。細かいところまで関わっていればそういった評価も出来るかと思いますが、そうではなく、トラブルや操作といったところに関わっているだけならば、この相関関係を分かるようにするのは難しいのではないかと思います。

2点目は、取組の方針が「個々の特徴や理解度に応じて学習課題に主体的に取り組む事ができるよう、児童・生徒1人1台学習者用端末などの効果的な活用を行う」となっていて、学習用端末の活用が主体的な学びにつながるという所とリンクしていると思います。タブレットの中身がどの程度個々に対応しているのか、例えば、練習問題を解くときにたくさん間違えているところをタブレットが把握して、次の練習問題にはその子にあったようなものが出てくるようなそんな仕組みが作られているのかどうか教えてください。

事務局 教育的視点を持つICT支援員についてですが、現在週案等の授業の計画を立てているという事はありませんが、先生達に聞いたところ、実際に操作の扱いを手伝ってもらっただけでも助かっているという声があります。

相関関係については、意見をいただいたときに、難しいところだと思いました。これまでの支援員の学校への入り方が、こういった用途で使いたいのので操作の仕方を教えて欲しいとか、こういうところでトラブルが起きそうなのでという相談で授業に入ってもらいたいという方法で進めてきています。その時にもらった意見としては、タブレットの使用に長けた先生のところにICT支援員が1日ずつ配置されていますので、しっかり使っている先生の授業に入ってもらい、授業の中でどうやって使っていくのか、どのように児童・生徒の主体的な学びに繋がっていくのかというところをしっかりと見てもらってはどうかと言うものでした。指導計画や授業内容の中身に関わることも、ICT支援員に

アドバイスをもらえるかということも先程意見をいただきましたので、来年度の配置については今後の検討にはなりますが、その場合にはこういった体制で今後作っていきけるかというところは考えていきたいと思っています。

次に、個々にどれだけ対応しているかという事ですが、池田委員が言われたものは、タブレットドリルというもので、そういった機能を持っているというものもあれば、問題をどんどん解いていくというものもあり、いろいろな種類のドリルがあります。子どもたちの習熟度に応じて、出てくる問題が調整されるというタブレットドリルになると高価になりますので、これについては各学校で購入するようになります。そこは各学校で検討することになりますが、現時点で使用している学校は、問題に対応して解くというような形にしています。ただ個々に学習を進めるということだけではなく、手元にもものがあるということなので、総合的な学習として皆が一緒にということではなく、それぞれの活動をそれぞれが進めていくことができる、それに対して教員がどこまで進捗しているか確認してアドバイスをするという活用の仕方でもあります。そういった意味で、これまでできなかったよりきめ細やかな個々の対応ができるのではないかと考えています。

小西教育長 最初は、ICT支援員といえば、まずは操作方法の指導であるとか、トラブルが起きたときの改善の方法であるとか、どちらかと言えば作業効率を上げていくというような内容だったのですが、今後2年目、3年目と継続してやっていくので、教育的指導、教育効果を上げていくというような目標達成のためどんどん進化していかなければいけないと思っています。そうすると、ICT支援員に関しても、例えば指導経験が豊かであるとか、そういった者を採用することも考えていかなければならないと思っています。

中田委員 まだ始まったばかりなので、いきなり理想を追い過ぎても難しい部分があると思うのですが、先程おっしゃったように、使いこなせている先生とそうでない先生のところで格差が出てしまうのは不安だと思います。そういったところで、効果を求めていくのであれば費用はかかると思うのですが、もう少し回数を増やしたり、人数を増やしたりして、様々な現状に対応していくべきだと思います。

小西教育長 まさに、大竹市全体もDX（デジタル・トランスフォーメーション）という事で進めているので、同様にこの辺りについても充実していけるようにしていきたいと思っています。

続いて、生涯学習課の事業番号⑧についての質問・意見はありませんか。今後は、ウィズコロナということで、コロナウイルスと付き合いながら、どのように事業を展開していくかということになるかと思いますが、いかがでしょうか。

池田委員 目標値のところに、「目標値を下回っていますが、新型コロナウイルス感染拡大防止による影響であるため、B評価が妥当であると考えます。」と書いてあるのですが、実質的には、「子ども向けスポーツ大会及び教室の開催数」は0件、「地域のスポーツ大会及び教室の開催数」は1件となっていて、原因がコロナウイルスというのがはっきりとしている中で、B評価にするのはいかがなものかと思います。むしろ、もっと評価しても良いのではないかと感じるのですがどうでしょうか。

事務局 評価については悩みましたが、実際に中止と判断するまでは、各団体は準備を進めていて、参加募集をかけているような状態でした。開催するつもりで準

備はしていましたが、コロナウイルスの影響で自粛したという事もありまして、準備も含めて評価をしたということです。現実として、開催していないということを言われれば、確かにその通りではありますが、大会を最初から諦めたわけではないこと、ある程度の状況まで準備を行ったこと、市の状況や国の方針を考えて開催できなかったということもありますので、その辺りも加味したいと考えています。

池田委員 理由のところに「新型コロナウイルスの影響であるため開催していないが」というような文言を入れた方が良いと思うので、「準備を進めており、開催は出来るようになっていたが開催を中止したため」というような一文を追加した方が良いのではないかと思います。

事務局 今年度は新型コロナウイルスの影響もありましたが、なんとか規模を縮小したりするなど、開催できていますので、ある程度の評価ができると考えています。意見をいただいたことは、今後もあり得ることだと思いますので、評価の説明に加えたいと思います。

小出委員 今の池田委員の意見に関連するのですが、確かにこの結果は議会に報告され、市民に公表されるということで、市民がこの評価結果を見たことでどのように受けとめるか考える必要があると思います。自己評価の目標値A、B、Cというところで、Bが「ほぼ達成したとみなすことができる」となっていて、Cは「目標値を大きく下回っている」という評価になっているため、Cに該当しないものはほぼBになると思います。評価シート自体は教育委員会で作っていないと思いますが、この文言は少し改善した方が良いのではないかと思います。私がこのシートを見たときにもそう思いますので、市民の皆さんが見たときにも、目標に対する実績が大きく下回っているのに、B評価のほぼ達成しているというのには、違和感があると思います。

小西教育長 その辺りについては、まさにその通りで、A、B、Cの3段階で評価していく事については、こちらでもしっかりと考えていきたいと思います。市長部局としっかりと協議しながら評価方法については検討していきたいと思います。

小出委員 目標に対して実績が大きく下回るものに対しては、客観的に正しく評価して初めて評価結果の信頼性が増すと思います。身内に甘いところであるとか、目標値も違う見方があるよねとか、こういった曖昧な基準で評価を上げるのはいかがなものかなと思います。

小西教育長 先程、池田委員からもありましたように、市民の皆さんが理解しにくいところに関しては、丁寧に言葉で説明するということも考えていきたいと思います。

池田委員 先程の文言は修正できないということですか。

事務局 外部評価専門委員から意見をいただいた上で評価した案です。この会議で決定することになりますので、修正はできます。

池田委員 それでは、このままの形で市民の方が見られるよりも、言葉を付け加えたら良いと思います。「準備段階に入って開催するように準備は出来ていたけど、実際には開催できなかったの」とあるだけでも違うと思います。初めから諦めていたのではなくて、ちゃんと準備はしていたけど、実際に開催には至らなかったという文言を入れるだけでも、違うのかなと思います。

事務局 ご意見ありがとうございます。目標値につきましては、数を開催してというようなことではないので、実際に企画をして、実施に向けて努力をした結果終了までには至らなかったという事で、達成は出来なかったけどそこまでの努力結果はほぼ達成したというようなことも踏まえて修正したいと考えています。

池田委員 そうしないと実績のところが開催数だけになっていて、準備等がどこにも入っていないので、そうするのが良いと思います。

小西教育長 この件については、そのように訂正をしたいと思います。

池田委員 それでは、他のところについて質問や意見がないか聞きたいと思います。

池田委員 事業番号①の幼保小連携事業についてのことなのですが、1年生の落ち着きについては今どのような感じなのか教えていただけたらと思います。他のところで聞いたのですが、コロナ等で保育所や幼稚園の年長がなかなか行事をすることができなくて、上級生の自覚が育っていないため、1年生に上がっても、未発達の部分があって落ち着きがないということを知りました。もしその辺りで把握していることがあれば教えていただけたらと思います。

小西教育長 大竹市内の小学校の状況はどうですか。参観に行って、子どもたちの様子を見ている限りでは、学校も大変だとは感じ取れていない部分もあるのですがどうでしょうか。

事務局 3校ともよく授業観察に行きますが、1年生の様子を見ていても、特に落ち着きがなくて先生達が指導に苦労していると感じていませんし、そのような報告も今のところは受けていません。ただ昨年度は、特別支援学級や配慮の必要な児童の数がとても多く、そういった意味では、支援、配慮について、目立つ状況にあるとは感じています。

中田委員 事業番号④の学校における食育の推進ですが、評価委員の意見の最後に「大竹市の特色をもっと打ち出すことはできないか」とありますが、私は現時点で十分されているのではないかと思います。有効性もBということですが、ここに関しては逆に厳しく評価されているのかなと感じました。娘が中学校を卒業して給食から離れてしまったのですが、日々すごく給食が恋しいという話をしているので、大竹の給食に関しては、本当に自慢できると思います。引き続き大竹の良い給食を提供していただけたらと思います。

事務局 大竹市の良いもの、美味しいものを給食で今後も提供していきたいと思っています。外部評価専門委員からは応援をいただいたと思い、できるだけ地元の食材をおいしいと感じてもらえるような形で提供できればと考えます。

池田委員 中田委員が言われたことはその通りだと思いますが、評価委員の意見はもっと市外にアピールした方が良いということなのかと思ったのですが、いかがでしょうか。

事務局 情報発信については、毎日の給食をフェイスブックに載せています。最近「いいね」の数が少なくなってきているので、フェイスブックの閲覧数が少なくなってきているのかなとは思っているのですが、できるだけ大竹市の良いところを、給食を通してPRしていければと思っています。

中田委員 先程のフェイスブックなのですが、私も「いいね」の数が減っているのが気になるのですが、今はフェイスブックよりInstagramや、他のSNSへの移行でフェイスブック自体が下火になっている気がするので、そこは給食だけではなく大竹市全体として、他のSNSの活用というのも考えていく必要があるのではないかなとは思っています。

小西教育長 総合教育会議の中で委員さんから出た市への要望として、情報発信という面に関しては大竹市全体を考えたときに非常にまだまだ分かりにくいという意見をいただいています。その辺りについて、市全体でも考えて行きたいと思っています。ホームページについても、見にくいというような意見もいただいています。教育委員会としては、給食だけに限らず、色々な情報発信を今後工夫、改

善していきたいと思っています。

事務局 先程、事業番号⑧の評価シートのところで、修正をした方が良いのではないかと意見をいただきました。修正案を準備しましたので、意見をいただけたらと思います。事業番号⑧の3自己評価及び方向性、有効性の中の目標値の理由のところに、「新型コロナウイルス感染拡大の影響により目標値を下回っていますが、開催に向けて企画や準備を行っていることから、B評価としています。」という表現で提案します。いかがでしょうか。

池田委員 良いと思います。

小西教育長 事務局の修正案に訂正したいと思います。

小西教育長 そのほか質疑はありませんか。

委員一同 なし

小西教育長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。本件を採決します。本件は原案を一部修正した上で可決することに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案を一部修正した上で可決されました。

報告17号 教育に関する市議会提出議案に対する意見の申出について

小西教育長 日程第4「報告17号 教育に関する市議会提出議案に対する意見の申出について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 令和4年9月大竹市議会定例会（第5回）に、議案を提出するにあたり、市長から意見を求められましたが、緊急やむを得ないと認め、教育長において異議ないものと申し出たので、承認を求めるものです。

市議会に提出した議案は、「令和4年度大竹市一般会計補正予算（第5号）」です。

まず、歳出について説明します。小学校管理運営事業では、昨年度受納し教育振興基金に積み立てた寄附金を財源として、玖波小学校の教育活動のための経費として99万1千円を計上しました。小学校教育振興事業及び中学校教育振興事業では、今後予定する修学旅行が新型コロナウイルス感染症の影響により延期や中止となった場合に、保護者の負担が生じないようキャンセル料として、修学旅行関係補償金を合計371万2千円計上しました。学校連携・子どもの居場所づくり事業では、子ども・子育て支援国県交付金を財源として、放課後児童クラブ支援員等の処遇改善に必要な経費として183万6千円計上しています。給食センター運営事業では、学校給食費の公会計化に向け、給食費管理システムの導入に係る経費として266万2千円計上しています。

続いて、歳入について説明します。歳出で説明した放課後児童クラブ支援員等の処遇改善に必要な経費の財源として子ども・子育て支援国県交付金を、それぞれ61万2千円計上しています。また、玖波小学校の教育活動のための経費に係る財源として教育振興基金を99万1千円計上しています。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

委員一同 なし。
小西教育長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。本件は報告事項です。
報告のとおり承認することに異議ありませんか。
委員一同 異議なし。
小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

協議・報告事項 大竹市学校給食費支援事業について

小西教育長 日程第5「協議・報告事項 大竹市学校給食費支援事業について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 この事業の趣旨は、大竹市立学校に在籍する児童・生徒の学校給食費を負担する保護者に対し、学校給食費の半額相当額を大竹市が補助することにより、保護者の経済的負担を軽減し、子育て支援を推進するものです。

対象者は、大竹市立小・中学校に在籍している児童・生徒です。また、食物アレルギー等により学校給食を食べることができないため、弁当を持参している児童・生徒も対象としています。なお、就学援助の認定を受けている方など他の法令等により学校給食費を補助されている児童・生徒や大竹市在住ではない区域外就学で市外から大竹市立学校に通学している児童・生徒については対象としていません。

支援の方法ですが、できるだけ補助に係る事務が煩雑にならないように、学校長に補助金を交付することにしました。保護者に負担いただく学校給食費は、毎月、各学校において決まった額を保護者の口座から引き落とししていますが、10月分から半額補助となるように、口座から引き落とす額を調整して、納付いただくこととしています。なお、食物アレルギー等により弁当を持参している児童生徒に対しては、弁当持参した日数分について保護者から申請いただき、補助金を交付することとしています。

事業の実施期間は、令和4年10月1日から令和5年3月31日までです。

補助金は、学校長へ交付することになりますので、学校給食1食当たりの標準価格の2分の1の額に実施回数及び児童生徒数を乗じて得た額としています。

予算額は、7月の教育委員会議において市議会に提出した議案の令和4年度大竹市一般会計補正予算で報告した2,632万8千円です。

この事業についての周知方法ですが、大竹市立学校に在籍する児童・生徒の保護者の皆様へは、学校を通じて、別紙の「学校給食費の補助について」を配布しました。なお、各学校により毎月の納入額が違いますので、詳しい補助の方法については、各学校からお知らせをしているところです。また、10月の市広報に大竹市学校給食支援事業について掲載し、市民の皆様にお知らせすることとしています。

小西教育長 給食費の半額を補助するものです。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

池田委員 支援方法のところで、弁当を持参する児童・生徒は3学期の終了後に支給と

なっているのですが、どのぐらいの人数がいるのでしょうか。

事務局 現在、アレルギーにより弁当を持参している児童生徒は2名と聞いています。
小西教育長 10月1日からの取組で、期間は3月末までという事になります。これについては、随時報告できればと思います。他に質疑や意見はありませんか。
委員一同 なし。
小西教育長 ないようですので、協議を終わります。

協議・報告事項 大竹市小・中学校充実のための基本方針について

小西教育長 日程第6「協議・報告事項 大竹市小・中学校充実のための基本方針について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 まず、「協議の趣旨」についてです。

全国的な少子化傾向を踏まえ、小・中学校の規模適正化の考え方による学校の統廃合が進められてきました。本市では、大竹市小・中学校充実のための基本方針を策定し、取り組みを推進してきました。その後も児童・生徒数の減少傾向は続いていて、こうした中にあるのは、規模適正化の継続した検討が必要となります。今後、教育委員会として方向性や方針を決めていくこととなりますが、まずは、この基本方針に沿って進めてきたこれまでの取り組み状況を振り返りたいと思います。

基本方針は、平成13年12月の大竹市小・中学校充実検討委員会からの提言を受けて、平成14年6月に教育委員会に取りまとめたものです。

基本方針には、「小中学校充実のための基本方向」として、①個々の児童生徒の視点に立った教育環境の充実、②成長を育む教育内容の充実、③市域全体で育む教育体制の充実、④安全安心な学校施設の充実の4点を記しています。

この基本方向を踏まえ、「小中学校の充実方策」を掲げています。「複式学級の解消」では、市域内の教育環境の格差を是正するため原則として複式学級を解消するとしています。「学校統合」では、沿岸部に所在する小学校3校、中学校3校に統合する。なお、複式学級での編成となっている栗谷小学校は児童の通学に配慮して存続とし、また、玖波中学校は教員の適正配置の観点から、将来小方中学校と統合するとしています。「統合時期」では、原則として平成16年度当初を目途に行うとしています。「施設整備」では、今後学校施設の計画的な建て替えを行うとしています。「学校配置」は、小方小学校と小方中学校は大願寺山に新築移転し、その他の学校は現在地を適地とするとしています。

学校統合の将来計画は、第一段階として、「複式学級の解消を図るため小規模校を統合する」として、小学校を8校から4校に、また中学校を4校から3校に再編するというものです。そして、「1学年1学級となる玖波中学校を小方中学校に統合」し、中学校を2校に再編するということを第二段階としています。

次に、「基本方針に基づくこれまでの取り組みについて」です。学校統合の将来計画に沿って、小・中学校計5校の統廃合を行いました。詳細について説明すると、平成20年3月に松ヶ原小学校を閉校し、4月に玖波小学校へ統合し

ました。平成23年3月に木野小学校を閉校し、4月に大竹小学校へ統合しました。平成25年3月に穂仁原小学校と阿多田小学校を閉校し、4月に小方小学校へ統合しました。そして、平成26年9月に栗谷中学校を閉校し、10月に小方中学校へ統合しました。「平成16年を目途に」という統合時期からは遅れましたが、小学校4校、中学校3校となり、基本方針の学校統合の将来計画の第一段階を終えたこととなります。

最後に、「取り組みの振り返りと今後の方向性について」です。基本方針では、中学校を2校に再編するという第二段階が残っています。今後、さらに進めていくに当たり、「大竹市小・中学校充実のための基本方針」について、協議及び意見交換をしていただきたいと思います。

小西教育長 この小・中学校充実のための基本方針の件については、今月の市議会で、一般質問を受けました。その内容について紹介します。「小・中学校充実基本方針では、生徒数が減少し、1学年1学級となる玖波中学校について、小方中学校に統合するとなっているが、策定から20年経過している。その間、社会環境が大きく変化した今、20年前に定めた基本方針に縛られることなく、大竹っ子の健やかな成長のために、玖波中学校のあり方を、再検討すべきではないか。教育委員会としてどう考えているか」という質問でした。これに対して、「教育委員会としては、児童・生徒の教育環境がどうあるべきかを将来にわたって見通したこの提言は、20年経過した今でも尊重されるべきものであり、それを受けて策定した基本方針の方向性と方策の根幹は変わるものではないと考えている。とはいえ、ご指摘のとおり、この間、教育をとりまく環境が大きく変化していることも事実である。このような状況を踏まえ、これから具体的な方策を練っていきたい。」と、私の方で答弁しました。今後の玖波中学校のあり方も含めて、ご意見をいただきたいということで、今回、教育委員会の議題に上げています。

玖波中学校の状況としては、生徒数が20年前は160人いましたが、今は、約50人と減っています。およそ3分の1という状況です。本日がスタートと考えています。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。意見がありましたら、併せてお願いします。

中田委員 玖波中学校の今の生徒数が50人くらいということですが、今後どのように推移するかを踏まえる必要があると思います。それから、学校選択制度で他の中学校を選択する生徒が、毎年どれぐらいいるのか、また玖波中学校に在籍する生徒や保護者の皆さんが、現状についてどのように感じているかというところが最も大事なポイントではないかと思います。玖波という地域性もあるし、教育委員会から「将来的な小方中学校への統合」ということを推し進めていくのではなく、地域の皆さんや保護者がどのように思っているのかなどをしっかりと聴くべきではないかと思います。

小西教育長 これからの取組なので、時間をかけながらじっくりと進めていきたいと思っています。生徒数の見込みや、学校選択制度の状況が分かれば紹介してください。

事務局 今後の生徒数の見込みについては、社会的な要因である転出や転入の他、私

学への進学や学校選択の状況などを加味しないで、現在、玖波地区に在住する未就学児や児童が玖波小学校を経て玖波中学校に進学すると仮定した場合、令和4年度は52人ですが、その後、多少の増減がありながらも、10年後でも50人を少し下回るくらいで、激減していく見込みにはなっていません。先程触れましたが、私学への進学者数や学校選択制度の利用がありますので、多少の増減はあるものと思います。

事務局 学校選択制度の令和4年度の状況で見ると、玖波中学校区から他の中学校区を選んだ生徒は8人です。

池田委員 元々の生徒数は何人でしょうか。

事務局 玖波中学校区から他校へ選択をした生徒が8人で、玖波中学校を選択した生徒が2人おり、差し引きするとマイナス6人です。手元に資料がないため正確な数字ではありませんが、玖波中学校の1年生の人数は約18人なので、玖波中学校区在住の生徒は約26人になると思います。

小西教育長 学校選択制度の利用者数の推移は分かりますか。

事務局 玖波中学校区から他校への選択は、令和4年度入学生については8人です。令和3年度は6人、令和2年度は9人となっています。

小出委員 この小・中学校充実基本方針は、おそらく人口が減少していく想定で策定されているものだと思います。人口減少は、日本全体の問題でもあるので、大竹市としてはどうしようもないところもあると思いますが、そうした中でも人口を増加させている自治体もあるし、減少の一途をたどっている自治体もあると思います。20年前に策定したこの方針は一つの考え方として、あまりこれに縛られるべきではないのではないかと思いますし、むしろ、縛られてはいけないのではないかと思います。取り組むべき姿勢としては、大竹市が魅力のある街、人口が増加していくような街になっていけば、この方針も変わっていくのではないかと思います。学校は教育の場というだけではなく、核となる存在であって、子ども達を中心として、学校を中心として街は形成されていると思います。やはり学校がなくなった地域というのは衰退する一途ではないかというものもあるので、極力、学校は残す方向で、持ちこたえていければ良いと思います。その辺り、大竹市が他の市町に比べて勝ち組になれるような方策を検討して欲しいと思います。

池田委員 充実方策の「学校統合」に、「玖波中学校は、教員の適正配置の観点等から、将来統合する」と書かれていますが、現状、教員の配置状況はどうなのでしょう。それから、学校選択制度で他校を選択する理由はそれぞれだと思いますが、理由の一つに部活動があると聞いています。生徒数もですが職員数も少なくなると部活動が限られてくるということもあると思いますが、これから部活動のあり方が変わってくるとも聞いています。また、過去に部活動を他校と合同で練習したというようなこともあったと聞いていますので、部活動の課題が解消されるのであれば、生徒数がそれほど減らない見込みということなので、そのまま続けることもできると思いますが、「教員の適正配置ができない」ということになると、授業に支障が出るので、やはりこの人数でも考え直していかな

いといけない時期でもあるのかなとも思います。その辺り、分かっている範囲で教えてください。

小西教育長 中学校の場合は教科担当になり、玖波中学校ぐらいの規模の学校だとなかなか全部の教科に本務者を配置するということは困難です。本務者の配置ができない場合は、すべて非常勤講師を配置することになります。玖波中学校の教員の配置状況はどうでしょうか。

事務局 玖波中学校の教員の状況としては、本務者が8人です。教科ごとに不足するところについては、非常勤講師を配置していますので、指導者が足りないというような状況ではありませんが、他校と比べると十分な状況ではありません。

小西教育長 一例でいえば、玖波中学校の美術の教員は、小方中学校との兼務となっています。その他、玖波中学校には事務職員も常時おらず兼務です。それから、部活動についても厳しい状況です。小方中学校と合同で出場したり、運営が難しく廃止した部活動もあります。部活動の状況について説明してください。

事務局 今年度の玖波中学校は、5つの部活動をしていると聞いています。やはり、学校選択の理由として部活動を挙げ、小方中学校や大竹中学校を選択している生徒は多いです。小方中学校と合同チームを組んで練習し、試合に参加している部活動もあると聞いています。今回の市議会の一般質問の中では、部活動についても触れられ、その中でこれから部活動のあり方が変わってくるのではないかという意見もありました。これまでのように他校との合同でやっていくのか、それとも部活動の地域移行を進めていくのか検討していくのですが、地域移行を実現するためには、指導者の質のことや、教員や生徒の移動のことなど、色々な課題を解決していく必要がありますので、そういったところも考えないといけないと考えています。

小西教育長 他に質疑や意見はありませんか。

委員一同 なし。

小西教育長 玖波中学校の今後の方向性等については、これからしっかり時間をかけて協議しながら丁寧に進めていかなくてははいけません。今後ご意見いただきたいと思います。これまでも学校の統廃合を進めてきましたが、子ども達にとっての教育がしっかりと提供できるか、そのあたりを軸に考えていきたいと思います。意見があったように、当然、保護者の方には思いや願いがあると思うので、そのあたりを最優先にしながら、来年度以降も取組を進めていきます。随時報告をしながら、玖波中学校の方向性について、結論が出せるように取り組んでいきます。

「大竹市小・中学校充実のための基本方針について」の協議を終わります。

報告16号 令和4年度大竹市使用特別支援学級用教科用図書の採択について

小西教育長 日程第7「報告16号 令和4年度大竹市使用特別支援学級用教科用図書の採択について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 令和4年度大竹市使用特別支援学級用教科用図書の採択について報告します。市で使用する教科用図書については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措

置に関する法律第13条第3項において、市が採択する旨定められています。

そして、特別支援学級で使用する教科用図書のうち、学校教育法附則第9条図書の選定については、当該児童生徒の教育課程において、検定済教科書を使用することが適当でない場合、文科省著作教科書や一般図書といった、ほかに適切な教科用図書を使用することができるとされています。

先月、特別支援学級に通う児童が転入しましたので、実態に見合う適切な教科用図書を選定したところ、昨年度の教育委員会において採択していただいた「令和4年度使用特別支援学級用教科用図書」の中に、適したものではありませんでした。

教科用図書の採択については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第14条第1項により、前年度の8月31日までに行うのが通常ではありますが、今回は「9月1日以降において新たに教科用図書を採択する必要が生じた」場合になり、第2項「速やかに採択をおこなわなければならない」に該当するため、教育長において採択したので、報告するものです。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

池田委員 「ゆっくり学ぶ子のための「さんすう」5」という図書がどんな中身なのか分からないのですが、内容が「3けたの数の計算、かけ算、わり算」となっています。「生活の中で必要とされる数量や形等について十分な理解ができていない」というものですが、この数量はどういったことを指しているのか教えてください。

事務局 「ゆっくり学ぶ子のための「さんすう」5」というのは、3けたの計算、かけ算、わり算の入門編、それからお金の計算、あとここに書いてある計算の中身を生活に結びつけて学んでいくものになっています。そういった意味で数量や形について足りない部分についても、この本を基に学習が出来ると判断して採択しております。

小西教育長 他に質疑はありませんか。

委員一同 なし。

小西教育長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。本件は報告事項です。報告のとおり承認することに意義ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

小西教育長 以上をもって、本日の日程は全て終了しました。

なお、本日の会議の議事録を作成するに当たり、各議題の審議内容について、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を会議の議長に委任されたいと思います。異議ありませんか。

委員一同 なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、字句、数字、その他の整理は、議長である教育長で行います。

これにて、令和4年第9回大竹市教育委員会会議を閉会します。

【閉会時刻 11時25分】

.....